

旅館業法に基づき営業許可申請をした施設で提供する  
農林漁業体験民宿業に係る役務等

年　月　日

住　所

申請者氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者)

私の提供する役務は次のとおりです。

また、次の役務を提供することを確約します。

区分	提供する役務
1 農村滞在型余暇活動	<p>① 農作業の体験の指導</p> <p>② 農産物の加工又は調理の体験の指導</p> <p>③ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与</p> <p>④ 農用地その他の農業資源の案内</p> <p>⑤ 農作業体験施設等を利用する役務</p> <p>⑥ ①～⑤の役務の提供のあっせん</p>
2 山村滞在型余暇活動	<p>① 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導</p> <p>② 林産物の加工又は調理の体験の指導</p> <p>③ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与</p> <p>④ 森林の案内</p> <p>⑤ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務</p> <p>⑥ ①～⑤の役務の提供のあっせん</p>
3 漁村滞在型余暇活動	<p>① 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導</p> <p>② 水産物の加工又は調理の体験の指導</p> <p>③ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与</p> <p>④ 漁場の案内</p> <p>⑤ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務</p> <p>⑥ ①～⑤の役務の提供のあっせん</p>

注1 区分及び提供する役務について、該当するものを○印で囲むこと。 (複数可)

注2 農林漁業体験民宿業とは、「農林漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」(平成6年法律第46号) 第2条第5項で規定するものをいう。